

## 国民健康保険料分割納付誓約書一式の誤送付

羽曳野市保健福祉部保険健康室保険年金課において、国民健康保険料分割納付誓約書一式を誤って別の方に送付したことが判明しましたので、ご報告いたします。

概要	<p>国民健康保険料の分納誓約を行った市民（Aさん）の分割納付誓約書一式を、同じく納付相談された（Bさん）の自宅に誤送付したものです。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●令和3年11月5日にAさんから電話での納付相談。その結果、「分割納付誓約書、納付計画書、納付計画書明細書」と「納付書」を郵送することとなっていたが、この際に誤って別人（Bさん）の宛名の送付書を付けて送付した。Bさんは数日前（10月28日）に納付相談されていた。</li><li>●令和4年2月4日、Aさんに市から分納不履行通知等を送付。これを受け、Aさんから電話相談があり、改めて分納誓約を組み直した。この時点で分納誓約関連の書類が届いていないというご指摘もなく、郵送物未達について把握できなかった。</li><li>●令和4年5月23日、Bさんが納付相談のため来庁。誤って届いていたAさんの書類を持参され、誤送付と個人情報の漏洩が判明した。</li></ul>
漏洩した個人情報	Aさんの住所、氏名、連絡先、保険料納付額と分割納付の内容
対応	誤配となった郵送物は回収できていたことから、5月25日Aさんに対面にて状況説明及び謝罪。（Bさんには書面回収時にご迷惑をおかけしたことについて謝罪。）
原因	●分割納付誓約書一式の書類は庁内システムで一括作成。送付書は一括作成に含まれないため個別に作成するが、この際に記録作成中であったBさんの画面から送付書を作成し、誤ってAさんの分割納付誓約書一式に添付。送付前に他の担当のチェックはなかったことから、Bさん宛先となったAさんの分割納付誓約書一式がそのまま送付された。

再発防止	<p>今回の事務ミスによる極めて重大な個人情報の漏洩となった事案を受けて、担当内において個別で発送処理をするあらゆる公文書の書面について、封入時と発送時での二重チェックのほか再確認の徹底を図ります。また課内での共有を図ります。</p>
コメント	<p>(舟本保険健康室長)</p> <p>極めて秘匿性の高い個人情報の記載された書類が誤送付された事案であり、市の信用と信頼を損なう事務ミスが生じました。今後、このようなことが起こることが無いように、再発防止を徹底してまいります。</p>
問合せ	<p>保険年金課</p>